

—都税についてのお知らせ—

## 2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(火)までにお納めください。

### <ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

								
	インターネットの専用サイトから納税が出来ます。			モバイルバンキング ATM	ページー  にて納税ができます。			
	都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、2月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。					金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁		

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

#### 【お問合せ先】

- <課税について> 所管都税事務所の固定資産税班
- <納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP  
都税の支払い方法



ー都税についてのお知らせー

## 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

### <寄附金税額控除の対象となる寄附金>

#### 1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

#### 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

#### 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ○確定申告の手続について      | 管轄の税務署                   |
| ○住民税申告の手続について     | お住まいの区市町村                |
| ○ふるさと納税の手続等について   | 寄附先の自治体                  |
| ○都の条例指定寄附金について    | 主税局課税部課税指導課 03-5388-2969 |
| ○区市町村の条例指定寄附金について | お住まいの区市町村                |



主税局HP（個人住民税の寄附金税額控除）

## 令和5年度定期課税分

### 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和5年5月31日（水）まで、令和5年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

#### <ご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録（取得）の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

#### 【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く）



主税局HP

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



## 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

—都税についてのお知らせ—

## 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### 【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

### 【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

### 【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

# 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

## <減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までの間に新築された住宅

**耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

## <減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

## <減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

**一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。**

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

## <減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分\*について、固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後**全額減免**（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）

\*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



## <減免を受けるための手続>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>



# 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

## ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

## ○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



### 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



—都税についてのお知らせ—

# 点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和5年2月28日（火）までにお申込みをいただいた方には、令和5年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



## 納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

## 納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

## 利用できるアプリ

（令和5年2月1日時点）



## 注意事項

- 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。  
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



# 生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について（23区内）



## 【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

## 軽減措置の対象

対象の固定資産	要件																		
償却資産	下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの																		
	○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの																		
	○生産、販売活動等に直接使用する設備であること																		
	○中古資産でないこと																		
	<対象設備>																		
	<table border="1"><thead><tr><th>設備の種類</th><th>最低取得価格</th><th>販売開始時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械及び装置</td><td>160万円以上</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>工具（測定工具・検査工具）</td><td>30万円以上</td><td>5年以内</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30万円以上</td><td>6年以内</td></tr><tr><td>建物附属設備※</td><td>60万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>構築物</td><td>120万円以上</td><td>14年以内</td></tr></tbody></table>	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期	機械及び装置	160万円以上	10年以内	工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	建物附属設備※	60万円以上	14年以内	構築物	120万円以上	14年以内
	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期																
機械及び装置	160万円以上	10年以内																	
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内																	
器具及び備品	30万円以上	6年以内																	
建物附属設備※	60万円以上	14年以内																	
構築物	120万円以上	14年以内																	
※償却資産として課税されているものに限る。																			
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○生産、販売活動等に直接供する家屋であること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること ○新築であること																		

## 適用期間

○償却資産（構築物を除く）は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

○事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

## 特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。

※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

## 申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

## その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

（償却資産については償却資産班、事業用家屋については固定資産税班）

主税局 生産性革命

検索



## 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

### ● 減免の要件

#### 1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

#### 2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

### ● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の5割

- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の10割

### ● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については

主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



### ● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



### ● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください

主税局 住宅新築

検索



